

口腔がん検診を希望される方へ

西歯科クリニック

I. 口腔がん検診とは

口腔がん検診は、がんの診断やがんの有無を調べるものではありません。

検診という性格上、がんの可能性があるかをみるスクリーニング検査*です。がんで「ある」ことを調べる検査ではありません。また、がんで「ない」ことを調べる検査でもありません。スクリーニング検査によって判明することは、可能性が高いか低いかということです。

*スクリーニング検査：^{ふるい}篩い分けることにより、可能性を拾い上げる検査のこと

当院での口腔がん検診は、「問診（表）」「視診」「触診」に補助的診断機器として「蛍光観察装置」を用いて行います。

口腔がんは口腔粘膜表面に発生することが多いため、全身のがんの中でも目視で発見されることが多いがんです。そのため、「視診」がもっとも重要であり、次に「触診」。補完のため「問診」を参考にします。ある程度口腔がんの診療経験がある歯科医師であれば、視診と触診に問診を加えることで、何か粘膜に異常が見られた時にあやしいものかどうかの判断ができることが多いものです。

II. 蛍光観察装置とは

「蛍光観察装置」は医師・歯科医師が視診や触診などの診査にて、「異常があるかもしれない」という判断に悩んだ時に使用することによって、その判断の補助をする装置であり、「がんであるかを見分けること」や「隠れたがんを発見する」ことを目的とする装置ではありませんし、そのような機能はありません。

蛍光観察装置は、補助的診断機器として使用することが原則であり、従来の口腔粘膜検査での異常所見を覆すものではありません *（口腔がん撲滅委員会ホームページ記載より）

蛍光観察装置は、装置が発する特殊な波長の光が、細胞内の FAD と呼ばれる補酵素にどれくらい反射しているかを見る装置です。絶対的な数値ではなく、周囲組織との相対的な明暗で判断します。

がんや異形細胞組織（がんに近い状態の細胞）が活発な代謝を行うことで FAD を消費するため、光が反射せず、病変が黒く観察されます。この黒く映る所見は“FVL”と呼ばれます。

炎症や傷があるところも、活発な細胞の活動により FAD が消費されていることや、同じ波長の光で蛍光するコラーゲンも減少していることから、FVL が観察されます。

血管の周囲や血流の盛んなところも、ヘモグロビンの影響により FVL が観察されます。舌裏のような血管がよく見えているようなところは FVL がよく観察されます。またがん組織だけでなく、外傷や炎症のところは代謝が活発なため血流が盛んになっており、FVL がよく見られます。

逆に、厚い上皮に覆われているような場合（白板症などの前がん病変の場合など）は光が細胞に届かず FVL があまり観察されません。

観察像は場所により代謝や血流の大小差から明るいところと暗いところがただらに見えるため、小さいものの観察にはあまり向いていません。

III. 口腔がん検診の結果について

傷や口内炎をがんと心配し口腔がん検診を受診される方が多くおられます。ほとんどは単なる傷（外傷によるもの）や一般的な口内炎のことが多いのですが、「II. 蛍光観察装置とは」で説明しました通り、これらに蛍光観察装置を使用した場合 FVL が高い確率で観察されます。そのような所は視診や触診、問診の結果を優先してがんの可能性の高低を判断しますが、「蛍光観察装置での FVL 所見あり」という結果は事実として残ります。

当院としては、検診結果として診査結果をお伝えし、総括として、良くも悪くも「可能性」をお伝えすることしかできません。それがスクリーニング検査の性質です。なお、「がんでないことを証明する」ことはどんな検査をもってしても不可能です。

お伝えした内容をどのように受け取られるかは、検診を受けた方に委ねられます。人間ドックなどと同じです。悪性新生物（がん）の可能性が高い場合は専門機関の受診勧告をいたします。

傷や口内炎を「がんではないか」と強く心配して検診を受けられた方に、「FVL 所見が見られました」、とお伝えした時、それをどう受け取られるのでしょうか？

視診や触診等の結果、悪い物の可能性は非常に低いという結果報告にご納得いただける方はいいのですが、その「傷や口内炎」をがんではないかと強く心配されている方に「FVL 所見あり」とお知らせした場合、その不安をさらに助長することになることも少なくありません。

II. で説明しましたように、外傷や炎症のあるところは FVL 所見よりも視診や触診、問診の結果を優先して判断するため、蛍光観察装置を使用する意味はあまりありません。

なお、それ以上の検査や悪性新生物の可能性のあるものへの治療を希望されましても、専門機関ではない当院では対応できかねます。

蛍光観察装置は以下の項目に該当する場合には使用を推奨しますが、それ以外の場合は検査という行為自体が不安を助長しむしろ害悪となることもありえます。

1. 視診・触診で細胞の異形成を疑う粘膜変成や硬いしこりがある
2. 外傷や炎症が原因でないもの
3. 2週間以上経過するが、治癒傾向がほとんどみられない傷や粘膜変成
4. 口腔がんの治療歴があること
5. 蛍光観察装置の特性を理解されておられる方

受診者への心理的悪影響を考慮し、以上の5項目に該当されない方には蛍光観察装置の使用はできるだけ避けておりましたが、装置を使用しなかった方がおそらく装置の特性を理解されておられておらず口コミサイトに当院の誹謗中傷を書かれたこともあり、現在は原則全員に蛍光観察装置を使用し、結果説明では、検診であるため診断や原因推測は行わず、検査結果のみから考えられる可能性を歯科医師の個人的見解を極力挟まずお伝えするのみとしています。

しかし、「がん」という非常にセンシティブなことでもあり、今一度ご確認いたします。1、2、に「いいえ」がある場合は当院では検診をお引き受けいたしておりません。

- | | | | |
|-------------------------------|----|-----|-------------|
| 1. 口腔がん検診・スクリーニング検査について理解しました | はい | いいえ | |
| 2. 蛍光観察装置の特性について理解しました | はい | いいえ | |
| 3. 蛍光観察装置の使用を希望する | はい | いいえ | 歯科医師の判断に委ねる |

氏名 _____